

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月17日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 288-0056

住 所 千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1

法人名 ヤマサ醤油株式会社

代表者 石橋 直幸

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0479-22-0095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヤマサ醤油株式会社		
事業場の所在地	千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： 食料品製造業
②事業の規模	643億円（2024年12月期）	
③従業員数	879名（2024年12月期）	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）	

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

トップマネジメント（社長）
 環境責任者（製造本部長）
 環境管理者（環境保全室長）（処理計画書作成担当）
 すべての管理者（各部署長）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	排出量	311 t	13 t
(これまでに実施した取組) 有価物化の検討を行った。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	排出量	400 t	5 t
(今後実施する予定の取組) 有価物回収業者の探索を行う予定である。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油（有害）から廃アルコールを分離し、売却できるようになった。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	全処理委託量	311 t	13 t
	優良認定処理業者への処理委託量	311 t	13 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	13 t
	認定熱回収業者への処理委託量	101 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	210 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
特別管理産業廃棄物処理委託業者の査察（文書監査）を行い、管理状況等についてチェックを行った。査察記録を保存している。			

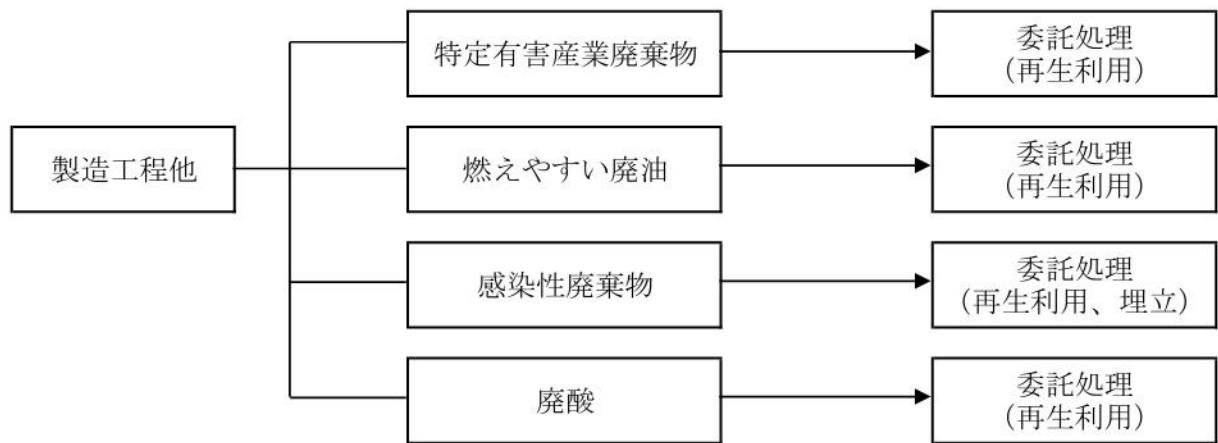
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
		全処理委託量	400 t	5 t
		優良認定処理業者への処理委託量	400 t	5 t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	5 t
		認定熱回収業者への処理委託量	127 t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	273 t	0 t
②計画		(今後実施する予定の取組)		
		特別管理産業廃棄物処理委託業者の査察（現地監査または文書監査）の実施と査察記録の蓄積を継続する。		
		【前年度（令和6年度）実績】		
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		
		(今後実施する予定の取組等)		
		全ての特別管理産業廃棄物で電子マニフェストの運用を実施している。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

(別紙)

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



セルが足りない場合は右側に追加をお願いします。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	排 出 量	0.5 t	0.008 t	0.002 t	0.09 t	0.08 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	排 出 量	0.5 t	0.005 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	廃物の種類	産業廃棄物	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	廃物の種類	産業廃棄物	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）		
	回収を行う自ら熱回 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は									
①現状②計画	【前年度（令和6年度）実績】								
	種類	産業廃棄物の量	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	その他	その他
自ら埋立処分又は自ら埋立処分又は自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った海洋投入処分を行った海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量産業廃棄物の量産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】 【目標】 【目標】								
	種類	産業廃棄物の量	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	その他	その他
自ら埋立処分又は自ら埋立処分又は自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った海洋投入処分を行った海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量産業廃棄物の量産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項産業廃棄物の処理の委託に関する事項産業廃棄物の処理の委

①現状②計画	【前年度（令和6年度）実績】								
	種類	産業廃棄物の量	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	その他	その他
全處理委託量	0.5 t	0.008 t	0.002 t	0.09 t	0.08 t	t	t	t	t
の優良認定処理業者への優良認定処理業者への優良認定処理業者への 量委託量委託量委託量	0.5 t	0.008 t	0.002 t	0.09 t	0.08 t	t	t	t	t
再生利用業者への再生利用業者への再生利用業者への 理委託量委託量委託量	0.5 t	0.008 t	0.002 t	0.09 t	0.08 t	t	t	t	t
収業者への認定熱回収 理委託量委託量委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
業者以外の認定熱回収業者への熱回収を行 理委託量委託量委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】 【目標】								
	種類	産業廃棄物の量	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	その他	その他
全處理委託量	0.5 t	0.005 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
の優良認定処理業者への優良認定処理業者への優良認定処理業者への 量委託量委託量委託量	0.5 t	0.005 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
業者への再生利用業者への再生利用業者への再生利用業者への 理委託量委託量委託量	0.5 t	0.005 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
収業者への認定熱回収 理委託量委託量委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
業者以外の認定熱回収業者への熱回収を行 理委託量委託量委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t